

昭和36年 6 月15日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

地方最低賃金審議会の第3期委員の任命について

標記のことについては、基本の方針は従前と同様であるが、過去の経験に徴しこれが一層の円滑化をはかるため、今期はさらに下記に留意の上諸般の準備を進められたい。

記

1. 推せんの公示の時期について

- (1) 労使代表委員の候補者の推せんを求める公示を行なう時期については、従来と同様、審議の状況（懸案の案件）等の諸事情を勘案の上、現委員の任期満了前に推せんを締切よう公示することを一応の原則とする。
- (2) 特に労働者代表委員の組織系統別構成（割り振り）について調整の難行することが予測される場合には、なるべく公示前に、やむを得ない場合でも、公示後においてなるべく早期に、関係団体等と非公式に意向打診、折衝を行ない、推せん締切後において調整が難行し、その結果審議会の開催が事実上不能となるなど無用の混乱を招くことのないよう考慮すること。
- (3) 新たに委員の任命が行なわれるまでは、現委員の任期が満了した場合においても現委員が引き続きその職務を行なうこととなっているので、新委員の任命にあたって、労働者代表委員の組織系統別構成等に関連して著しい紛議を生ずるおそ

れがある場合には、公示ないし任命の時期について現委員の任期に拘泥する必要はないこと。

- (4) 推せんを求める公示の期間は、従来どおり1カ月程度を原則とするが、上記(2)の調整の結果、適当と認められる場合には、2、3週間程度とするも差し支えないこと。

## 2. 組織系統別の構成について

労使代表委員の組織系統別の構成、特に労働者代表委員の構成の如何は、委員任命に関しもっとも紛議を生じやすい問題である。労働者代表委員の割り振りについては、従来の構成、地労委の構成、管内における組織人員比率、従来の経過等の諸事情を十分勘案すべきは勿論であるが、一般に特別の事情のない限り従来どおりの構成を維持することが紛議を避ける見地から適当であろう。

## 3. その他の事項

文部教官の委員への併任および委員の任命に関する本省へのりん伺については従来どおり取り扱うこと。